

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成29年(2017年)6月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】亡Aの第一子(長女)であるXが第二子(長男)であるBの妻Y1とその子であるY2に対しAとY1, Y2との間の養子縁組の無効確認を求めた事案。AにはY1, Y2と親子関係を生じさせる意思があったと認定し, Xの請求を認めた原判決を取消しXの請求を棄却した(平成27年2月12日東京高裁)

【2】障害等級2級の交通外傷後高次脳機能障害を負ったX(被保険者)の父名義の口座への保険金振込支払につき, Xは保険金請求能力を欠いており, 保険約款上被保険者の父は代理人に該当するので, 代理請求の要件を満たすとして当該保険金支払いが有効とされた事例(平成28年7月15日札幌高裁)

【3】X(女)は離婚したY(男)に子らとの面会交流(離婚時Xは子らに会わないと誓約書で合意)を求め審判手続に移行した事案。本判決は, Yとその再婚相手Zは親権者・監護親として面会交流の実施を配慮する義務がある等と指摘し, それが子の福祉に適うとした(平成28年8月31日大阪高裁)

【4】アルツハイマー型認知症に罹患し後見相当にあると診断されていた亡Aを養親, Y(Aの自宅を訪問してAと交流していた)を養子とする養子縁組が, 縁組意思の欠如を理由として無効とされた事例(平成28年9月14日名古屋高裁金沢支部)

【5】妻が長女を連れて自宅を出て夫と別居。夫と子の面会交流を妻が拒むようになったため親権者指定が争われた事案。原審は夫を親権者として妻に長女引渡しを命じたが, 本判決は親権者を母と定めるのが子の健全な成長と利益になるとして原判決を変更した(平成29年1月26日東京高裁)

【6】大分県公立学校教員採用選考試験に不正な加算操作があったとして教員採用取消処分を受けた被処分者が, 同処分の取消と同処分による精神的苦痛の国家賠償を請求した事案。原審は取消請求を棄却したが慰謝料支払を命じ, 控訴審判決もこの原審判断を維持した(平成29年6月5日福岡高裁)

【7】税理士法人Xが, 社員税理士Yが開設予定の新事務所にXの顧客を囲い込んだとして損害賠償を請求した事案。Xの代表者は一線を退きYが実務の中心であり, Yの後任も決まっていなかったことから顧客は自由意思でYと顧問契約を締結したとしてXの請求を棄却(平成26年4月9日東京地裁)

【8】昭和14年頃来日し, 日本で複数の事業を営んでいた韓国籍の被相続人Aの相続の準拠法を, 法の適用に関する通則法36条に従って韓国法とすることが, 公序に反しないとされた事例(平成28年8月16日東京地裁)

【9】X社が店頭外国為替証拠金取引において強制的建玉成行決済により不足金が発生したとして顧客にその支払いを求め, 一方顧客は建玉の成行決済の遅延による損害賠償等を求めた事案。X社は本件取引契約に基づく手続きを踏んでおり債務不履行はないと判示(平成28年12月21日東京地裁)

(商事法)

【10】特別有限会社の任期の定めのない取締役に対する, 臨時株主総会における解任決議につき, 解任の正当な理由の有無にかかわらず会社法339条2項に基づく損害賠償請求をすることができないと判示(平成28年6月29日東京地裁)

(知的財産)

【11】「音楽マンション」の商標登録無効審判を不成立とする審決の取消訴訟で, 本件商標は特定の観念を生じさせるものとは認められず, 特定の役務を示すものとはいえないとして, 商標法3条1項6号に該当しないと判断した事例(平成29年5月17日知財高裁)

【12】糖度, 糖酸比及びグルタミン酸等の配合を特徴とするトマト含有飲料等に係る特許に対する無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において, 含有量について規定される範囲と, 得られる風味との関係の技術的な意味を当業者が理解できないとして審決を取消した(平成29年6月8日知財高裁)

【13】「LOCKON」の本件商標権と類似する商標(「Lockon」)の使用について,本件商標の指定役務第35類「広告」またはこれと類似する役務の使用に該当しないとされた事例(平成29年5月11日大阪地裁)

(刑事法)

【14】反則行為に当たる通行禁止場所通行を犯した被告人に対し運転免許が失効しているものと誤認してされた略式命令に対する非常上告において,正当な手続を経ずに公訴を提起したのであるから公訴棄却の判決をすべきだとし,同命令を破棄し公訴を棄却した事例(平成29年4月7日最高裁)

【15】被告人は嘘を重ねて交際し,金銭的支出をさせていた男性3名を睡眠状態等にして練炭の燃焼により一酸化炭素中毒等で死亡させて殺害した行為で殺人等により起訴された。第1審裁判所は死刑を科刑し原判決もこれを維持,弁護人が上告したが棄却された事例(平成29年4月14日最高裁)

【16】JR西日本の福知山線の脱線事故で,同社歴代代表取締役であった被告人らは業務上過失致死傷罪で起訴されたが,第1審判決は被告人らに無罪を言い渡し,原判決もこれを是認。検察官の職務を行う指定弁護士が上告したが棄却された事例(平成29年6月12日最高裁)

【17】特殊詐欺の犯人が,被害者の「騙されたふり」に気付かず,別の人物(被告人)に詐欺品の受領行為を指示し同人物が現に受領行為に出た場合の,同人物の刑事責任が争われた事案において,詐欺の既遂に至る現実的危険性があったとして詐欺未遂罪の成立を認めた(平成29年5月31日福岡高裁)

(公法)

【18】X市a区の住民Yによる,a区役所に対する執拗な情報公開請求,対応職員への侮辱的脅迫的な発言について,Xが面談強要行為等の差止及び職員の超過勤務手当相当額の支払等を請求した事案。差止請求及び損害賠償請求の一部(民訴248条による)が認容された(平成28年6月15日大阪地裁)

(社会法)

【19】原告Xは被告Y(NHK)と放送受信契約の取次等の業務を行っていたが,業績不良を理由に中途解約されたため労働契約法17条1項に違反する等として労働契約上の地位確認及び未払報酬支払等を求めた事案。Xは労働者に当たらないとしてXの請求を棄却(平成28年7月29日大阪高裁)

【20】私立大学教員だった原告が定年に達し1年契約の特別専任教員として再雇用を希望したが学校法人がそれを拒否したことから専任教員として引続き勤務する地位にあることの確認等を求めた事案。学校側の権限濫用を認め定年後判決確定までの分の給与の支払を命じた(平成28年5月10日東京地裁)

(その他)

【21】不動産の偽の所有名義人から同不動産を購入し,その後真の所有者から所有権移転登記の抹消登記手続を求められて当該不動産の所有権を取得できなかったXが,本人確認情報を提供した弁護士Yに損害賠償を請求。Yの不法行為が認定され請求額の一部が認容された(平成28年11月29日東京地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 東京高判平成27年2月12日 判例時報2327号24頁

平成26年(ネ)第168号 養子縁組無効確認請求控訴事件(取消,棄却(上告・上告受理申立))

亡Aの第一子(長女)であるXが,第二子(長男)であるBの妻Y1とその子であるY2に対し,AとY1,AとY2との間の養子縁組の無効確認を求めた事案。

原判決は,Aの財産を巡るXとBの激しい対立の背景から,AがBの関与の下,専らXの遺留分を減少させる目的で行ったと強く推認され,Aには実質的な縁組意思がなかったものと認められるとして,Xの請求を認めたが,本判決は,養親及び養子において,社会通念に照らして真に親子関係を生じさせようとする意思があることが必要であり,Aの境遇からすれば,Y1に老後の面倒をしっかりと見て欲しいとの考えから養子縁組を決意したことは不自然ではなく,また,Aは,Y2を孫として可愛がっており,Y2と養子縁組することでAとY1との関係もさらに良好になる効果が期待出来た等と述べて,Aはどちらとも親子関係を生じさせる意思があったと認定し,Xの請求を棄却した。

#### (2) 札幌高判平成28年7月15日 判例タイムズ1435号159頁

平成28年(ネ)第85号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却,上告,上告受理申立)

バイク事故を起こしたXは,バイクの貸与店との間でXを被保険者とする損害保険契約を締結していた保険会社Yに対し,Yが,Xの父Zが無権限であることを知りながらZ名義の口座に保険金1264万円を送金したため損害を被ったとして,保険契約上の付随義務違反に基づき同保険金の支払い等を求めた。Yは,Xは障害等級2級に該当する交通外傷後高次脳機能障害にり患しており保険請求の能力を欠いているので,約款上の「被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に」当たり,Zは被保険者の父として約款上の被保険者の代理人に該当するので,Zの代理請求制度に基づく請求に基づくZに対する保険金の支払いは免責される等と主張した。原審はYの主張を認め請求を棄却し,Xが控訴したところ,本判決は,原審を支持し,Xの精神状態ないし病状や言動からは,Xが保険請求の意味を理解し同請求に必要な書類又は証拠を添付して請求するような能力を有していなかったと認められるとし,約款上の代理請求制度の要件を満たしているとして控訴を棄却した。

#### (3) 大阪高決平成28年8月31日 判例タイムズ1435号169頁

平成28年(ラ)第419号 子の監護に関する処分(面会交流)審判に対する抗告事件(変更,認容,確定)

X(女)は,離婚したY(男)に対し,XY間の子らとの面会交流を求める調停を申立てたが不成立となり,審判手続に移行した。Yは,離婚した際にXが子らに二度と会わない旨を誓約書にて合意している,子らはYの再婚相手Zと養子縁組をして新しい家族関係を築きつつあり面会交流を行なえばXがYの悪口を言う等して健全な成長を阻害する危険性が高い等として争った。本決定は,誓約書は明確に面会交流を否定する趣旨の内容ではなく,仮に,同合意があったとしても家庭裁判所が子の福祉に照らして必要と認めるときはその合意を変更することができるとし,子らは離婚後Xを恋しがる態度を示していた,非監護親からも愛されていると認識する機会を持つことは健全な成長に資する,面会交流による子らの心情への影響は面会交流を継続していく中で解消していくことが考えられる上,YZは親権者・監護親として面会交流を円滑に実施されるよう配慮する義務がある等と指摘し,YZが子らと共に新しい家庭を構築する途上にあるとしても面会交流を認めることは子の福祉に適うとしてこれを認めた。

#### (4) 名古屋高裁金沢支部判平成28年9月14日 判例時報2327号39頁

平成28年(ネ)第73号 養子縁組無効確認請求控訴事件(取消・認容(上告・上告受理申立て))

平成24年11月時点で92歳相応の脳萎縮があり,見当識障害及び著しい記憶障害によりアルツハイマー型認知症に罹患し,後見相当にあると診断されていた亡Aを養親,Y(平成23年頃よりAの自宅を訪問してAと交流していた人物)を養子とする養子縁組が,平成25年8月,Yによって提出された後,Aの妹であるXが本件養子縁組についてAの縁組意思の欠如等を主張して,Yに対して,本件養子縁組の無効確認を求めた事案。

本判決は,Aが養子縁組の届出書の作成・届出がなされた当時,精神上的の障害により,事理を弁識する能力を欠く常況にあったとし,Aの署名押印をもって直ちに縁組意思があったとは推認出来ず,また,AY間に親子関係を創設するための真摯な協議があった事実はなく,Aが扶養,相続,祭祀承継等の法的効果を生じさせる意思を有していたとは認められず,縁組意思はなかったとして,本件養子縁組は無効とした。

#### (5)東京高判平成29年1月26日 判例時報2325号78頁

平成28年(ネ)第2453号 離婚等請求控訴事件(一部変更,上告)

控訴審判決時9歳になる長女の親権者の指定等を争点とする離婚訴訟において,被告の父の仕事中に原告の母が長女(別居時満2歳4ヶ月)を連れて自宅を出て別居が始まり,その後父との面会交流が行われたが,離婚後片親と会えなくなる子供の現状を特集したNHKのテレビ番組に父が提供した面会交流時の長女らしき子供の映像が放映されてショックを受けた妻が面会を拒むようになり,妻の監護権者指定の審判申立が認められたなどの経過があったところ,原審(千葉家裁松戸支部平成28年3月29日判決,判例時報2309号121頁)は,父が年間100日(2週間に1度)の割合で母と面会させると約束したことを重視して父を親権者とし,母に長女の引渡を命じ,父に対し隔週丸一日の面会交流等を命じた。

控訴審は,親権者指定の判断基準として,これまでのこの監護養育状況,子の現状や父母との関係,父母それぞれの監護能力や監護環境・監護に関する意欲,子の意思その他子の健全な生育に関する事情を総合的に考慮して,子の利益の観点から判断すべきであるとした上,面会交流の頻度等に関しては,親権者を定めるにあたり総合的に考慮すべき事情の一つであるが,父母の離婚後の非監護者との面会交流だけで子の健全な生育や子の利益が確保されるわけではないとして,年間100日の面会は両宅の往復時間や長女の体への負担,学校や近所の友達との交流等への支障のおそれなどから必ずしも長女の健全な生育にとって利益になるとは限らない,当面月1回程度の面会交流再開でも長女の健全な生育にとって不十分で長女の利益を害するという証拠はない,長女の現在の監護養育状況にその健全な生育上問題はなく,現在の監護養育環境を変更しなければならないような必要性があるとの事情は見当たらず,長女の利益を最も優先して考慮すればその親権者を母と定めるのが相当であると判示し,原判決を変更した。また,父の意に反して母が長女を連れて別居したことは事実であるが,業務多忙な父に満2歳4ヶ月の長女の監護を委ねることは困難であり,破綻的別居で予め長女の監護について協議することは困難だったこと,その後の面会交流の経過や事情から,母が別居に当たり幼い長女を放置せずにつれていったことやその後の面会交流についての母の対応をもって,長女の利益の観点から見て,母が親権者にふさわしくないと認めがたい,と判示した。

#### (6)福岡高判平成29年6月5日 裁判所HP

平成28年(行コ)第9号 教員採用決定取消処分取消等請求控訴事件(双方控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/827/086827\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/827/086827_hanrei.pdf)

平成20年度大分県公立学校教員採用選考試験(平成20年度選考試験)に不正な加点操作があったとして教員採用取消処分を受けた被処分者が,同処分の取消しと,同処分による精神的苦痛の国家賠償を請求した事案である。

第1審は,不正に基づく教員採用を維持することは著しく公益を害する等として取消請求を棄却し,他方で,加点操作による採用決定は公務員の故意又は過失に基づく違法な行政処分であるとして慰謝料350万円・弁護士費用50万円の範囲で国家賠償請求を認容した。双方が控訴した(第1審被告は,賠償額が高すぎると主張)が,控訴審判決は原審と概ね同旨を判示し,原審の判断を維持した。

#### (7)東京地判平成26年4月9日 判例タイムズ1435号235頁

平成24年(ワ)第27935号 損害賠償請求事件(甲事件),平成25年(ワ)第13005号 報酬等請求事件(乙事件)(請求棄却(甲事件),認容(乙事件),控訴)

税理士法人Xは社員税理士Yに対し,在任中に社員としての善管注意義務,忠実義務に違反し,違法不当な方法で顧客に対しXとの顧問契約等を解約してYが開設予定の新事務所と同契約等を締結するように働きかけ,顧客を奪取したとして,税理士法48条の21第1項,会社法596条,民法709条に基づき,逸失利益等2億3244万円余の損害賠償を請求した。Yはこれを争うとともに,別途,Xに対し未払報酬等450万円余を請求した。本判決は,Yの事務所開設の前後に多数のXの顧客がYと顧問契約等を締結しているとしたが,Xの代表社員は高齢で既に第一線を引いておりYが実務の中心の一人となっていた,そのため顧客にはYとの信頼関係が深まっているものが多数いた,Yの脱退につき後任者が決まらないことを顧客も知っていた等とし,顧客は自由な意思によりYと顧問契約等を締結したとみることも十分可能であり,Yは顧客に対し独立開業の予定や理由等を説明してはいるものの,Xの営業秘密に係る情報を用いたりXの信用を貶めたりするなどの不当な方法で脱退後の営業の準備活動をしたとは認められない等とし,社員としての任務懈怠行為にはあらず,不法行為も成立しないとして,Xの請求を棄却し,他方,Yの請求については理由があるものとしてこれを認容した。

#### (8)東京地判平成28年8月16日 判例時報2327号50頁

平成27年(ワ)第37066号 法定相続分確認請求事件(一部認容,一部却下,一部棄却(確定))

韓国籍を有している被相続人Aが昭和14年頃来日し,昭和20年にX1と婚姻し,日本において複数の事業を行い,平成21年に死亡した。Aには,相続人として,X1との子X2,X3以外に,子が5名(うちY1 Y4の4名が被告とされた)いた。法の適用に関する通則法36条によれば,Aの相続は韓国民法によることとなり,配偶者X1の相続分は17分の3(子の1.5倍)となる。Xらは,通則法42条の公序に反し,韓国民法を適用するべきではないと主張し,最低限の保障である日本

民法の遺留分割合をもって法定相続分とすべきとして、X1は4分の1、子らは28分の3を前提とした各法定相続分での確認を求めた。

本判決は、相続財産を掲げて法定相続分の確認を求めることは許されないが、「亡Aを被相続人とする相続についての」法定相続分の確認請求として確認の利益があるとし、他方で、Yらの法定相続分については確認の利益がないとして、訴えを却下した。そして、日本の民法の遺留分割合を下回ることをもって、公序に反するということが出来ないとして、韓国民法に基づく法定相続分に基づきXらの法定相続分を判示した。

#### (9) 東京地判平成28年12月21日 金法2067号76頁

平成27年(ワ)第11137号 不足金支払請求事件、平成28年(ワ)第10584号 同反訴請求事件(本訴請求認容・反訴請求棄却)

本件は、本訴として、Y(個人。属性不明。)がX社と店頭外国為替証拠金取引を行っていたが、証拠金維持率が20%を下回ったため、強制的にすべての建玉が成行決済され、不足金が発生したとして、X社がYに対し、不足金及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、他方、反訴としては、X社は証拠金維持率が20%を下回った場合には直ちにすべての建玉を強制的に成行決済する義務を負っていたにもかかわらず、11分31秒もの間、レート配信を停止し、この間強制的に建玉を成行決済しなかったが、これはX社の債務不履行であり、Yは反訴状の送達日にX社との間の本件取引契約を解除したとして、YがX社に対し、解除に基づく損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、X社がレートの配信を停止したことは、本件取引契約に係る店頭外国為替証拠金取引約款および同取引説明書に基づくものであり、配信再開後に同取引説明書の定めのとおりロスカットを執行しているのであって、X社がロスカットの執行を遅滞したとは評価できず、債務不履行はないと判示した。

### 【商事法】

#### (10) 東京地判平成28年6月29日 判例時報2325号124頁

平成27年(ワ)第3178号 株主総会決議無効確認等請求事件(棄却、控訴)

特例有限会社における任期の定めのない取締役が、臨時株主総会における解任決議で解任されたことに対し、決議の無効や不存在を主張してその確認を求めるとともに、無効の場合の役員報酬請求又は決議が有効に存在する場合には会社法339条2項に基づく損害賠償請求をした事案。

裁判所は、決議の存在及び有効性を認め、会社法339条2項に基づく損害賠償請求については、当該取締役は、解任の正当な理由の有無にかかわらず、会社法339条2項に基づく損害賠償請求をすることができない、と判示し、請求を棄却した。

### 【知的財産】

#### (11) 知財高判平成29年5月17日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10191号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/782/086782\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/782/086782_hanrei.pdf)

本件は、商標登録無効審判を不成立とした審決の取消訴訟の事案であり、争点は、商標法3条1項6号該当性の有無である。

被告は、「音楽マンション」の文字からなる商標(本件商標)の商標権者であり、その指定役務は、第36類「建物の管理、建物の貸与、建物の売買、建物又は土地の情報の提供」、第37類「建設工事、建設工事に関する助言」である。

原告は、特許庁に対し、本件商標が商標法3条1項6号に該当するとして、無効審判を請求したが、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。なお、原告は過去に、本件商標と同じ文字からなり、指定役務を第36類とする「音楽マンション」につき商標登録出願をしたところ拒絶査定を受けたが、これに対し原告は、拒絶査定不服審判を請求しなかったことから、拒絶査定が確定している。

本件商標は、「音楽マンション」という文字から構成されているところ、音楽という文字とマンションという文字をそれぞれ分離してみれば、前者が「音による芸術」を意味し、後者が「中高層の集合住宅」を意味するところ、両者を一体としてみた場合には、その文字に即応して、音楽に何らかの関連を有する集合住宅という程度の極めて抽象的な観念が生じるものの、これには、音楽が聴取できる集合住宅、音楽が演奏できる集合住宅、音楽家や音楽愛好家たちが居住する集合住宅などの様々な意味合いが含まれるから、特定の観念を生じさせるものではない。そうすると、「音楽マンション」という文字は、需要者はこれを造語として理解するというのが自然である。

また、「音楽マンション」という文字が「音楽の演奏が可能なマンション」というマンションの特定の質を表す意味で使用された事例は、朝日新聞の見出しに「女子学生用の音楽マンション」と使用された一例にとどまり、「音楽マンション」という文字が、個別具体的なマンションの意味を超えて、マンションの一定の質、特徴等を表すものと

して一般に使用されていたものとは認められない。

そうすると、「音楽マンション」という文字は、特定の観念を生じさせるものとは認められず、本件商標の指定役務において、特定の役務を示すものとはいえないから、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものとはいえない。したがって、本件商標は、商標法3条1項6号に該当するものとは認められない。

なお、原告は、本件商標と同一の文字からなり同一の指定商品に属する「音楽マンション」につき、特許庁は過去に拒絶査定したにもかかわらず、本件商標を登録査定したのは、平等原則、禁反言の原則、信義則にそれぞれ違反するなど主張する。しかしながら、「音楽マンション」という文字は、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものとはいえないから、本件商標は、商標法3条1項6号に該当するものとは認められない。そうすると、上記拒絶査定は、商標法3条1項6号該当性についての判断に誤りがあるものといわざるを得ない。それにもかかわらず、原告は、不服審判請求をするなどして正しい判断を求めなかったのであるから、原告の主張は、失当であるというほかない。

したがって、原告の主張は、採用することができない、として原告の請求は棄却された。

## (12)知財高判平成29年6月8日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10147号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/825/086825\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/825/086825_hanrei.pdf)

糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の数値範囲を特徴とするトマト含有飲料等に係る特許に対する無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、「濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味が得られることが裏付けられていることを当業者が理解できず、明細書のサポート要件(特許法36条6項1号)に適合しない」として、審決を取消した事案。

一般に、飲食品の風味には、甘味、酸味以外に、塩味、苦味、うま味、辛味、渋味、こく、香り等、様々な要素が関与し、粘性(粘度)などの物理的な感覚も風味に影響を及ぼすといえるから、飲食品の風味は、飲食品中における上記要素に影響を及ぼす様々な成分及び飲食品の物性によって左右されることが本件出願日当時の技術常識であるといえる。また、トマト含有飲料中には、様々な成分が含まれていることも本件出願日当時の技術常識であるといえるから、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味の評価試験で測定された成分及び物性以外の成分及び物性も、本件発明のトマト含有飲料の風味に影響を及ぼすと当業者は考えるのが通常といえることができる。したがって、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」という風味の評価試験をするに当たり、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量を変化させて、これら三つの要素の数値範囲と風味との関連を測定するに当たっては、少なくとも、(1)「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、これら三つの要素のみである場合や、影響を与える要素はあるが、その条件をそろえる必要がない場合には、そのことを技術的に説明した上で上記三要素を変化させて風味評価試験をするか、(2)「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与える要素は上記三つ以外にも存在し、その条件をそろえる必要がないとはいえない場合には、当該他の要素を一定にした上で上記三要素の含有量を変化させて風味評価試験をするという方法がとられるべきである。

本件明細書の発明の詳細な説明には、糖度及び糖酸比を規定することにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みを有しつつも、トマトの酸味が抑制されたものになるが、この効果が奏される作用機構の詳細は未だ明らかではなく、グルタミン酸等含有量を規定することにより、トマト含有飲料の旨味(コク)を過度に損なうことなくトマトの酸味が抑制されて、トマト本来の甘味がより一層際立つ傾向となることが記載されているものの、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるのが、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量のみであることは記載されていない。また、実施例に対して、比較例及び参考例が、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量以外の成分や物性の条件をそろえたものとして記載されておらず、それらの各種成分や各種物性が、「甘み」、「酸味」及び「濃厚」の風味に見るべき影響を与えるものではないことや、影響を与えるがその条件をそろえる必要がないことが記載されているわけでもない。そうすると、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたとの風味を得るために、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量の範囲を特定すれば足り、他の成分及び物性の特定は要しないことを、当業者が理解できるとはいえず、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された風味評価試験の結果から、直ちに、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量について規定される範囲と、得られる効果といふべき、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味との関係の技術的な意味を、当業者が理解できるとはいえない。

## (13)大阪地判平成29年5月11日 裁判所HP

平成28年(ワ)第5249号 商標権侵害差止請求事件 商標権 民事訴訟(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/779/086779\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/779/086779_hanrei.pdf)

広告業等(第35類)を指定役務とし「LOCKON」の文字からなる商標(本件商標)について商標権を有する原告が、被

告が「Lockon」の文字からなる被告標章をホームページで使用する行為が原告の商標権を侵害すると主張して、被告に対し、被告の役務に係るホームページ及び広告に同標章を付することの差止めを請求した事案であり、被告標章が本件商標と類似することについて争いはない。

被告サービスは、ホームページ作成支援を主たる機能とするものであると認められる。そして、被告サービスは、「ASP」とされ、ASPとは、ソフトウェアをインターネットを介して利用させるサービスをいうことからすると、被告標章が使用されている被告サービスは、全体として、携帯電話用のホームページの作成・運用を支援するためのアプリケーションソフトの提供を行うものであり、第42類の「電子計算機用プログラムの提供」に該当すると認められ、本件商標の指定役務第35類の「広告」には該当しない。

よって、被告による被告標章の使用は、本件商標の指定役務又はこれに類似する役務についての使用には当たらない、として原告の請求は棄却された。

## 【刑事法】

### (14) 最二判平成29年4月7日 最高裁HP

平成28年(さ)第2号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件(破棄自判, 公訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/768/086768\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/768/086768_hanrei.pdf)

(要旨)

反則行為に当たる通行禁止場所通行を犯した被告人に対し運転免許が失効しているものと誤認してされた略式命令に対する非常上告

(事案)

反則行為に当たる通行禁止場所通行を犯した被告人に対し、罰金5000円に処する旨の略式命令が発布され、同命令は確定した。

(判旨)

被告人は、運転免許証の有効期間経過後であるため「反則者」に当たらないとして、公訴提起されたが、実際には被告人の運転免許証は有効であったから、通告等の反則行為に関する手続を経由して公訴を提起すべきところ(道路交通法130条, 127条, 128条1項), 同手続を経ずに公訴を提起したのであるから、公訴棄却の判決をすべきであった(刑訴法463条1項, 338条4号)。

よって、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のために不利益であり、本件非常上告は理由があるから、同命令を破棄し、公訴を棄却する(刑訴法458条1号, 338条4号)。

### (15) 最二判平成29年4月14日 最高裁HP

平成26年(あ)第639号 詐欺, 詐欺未遂, 窃盗, 殺人被告事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/769/086769\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/769/086769_hanrei.pdf)

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(首都圏連続不審死事件)

(事案)

被告人は、嘘を重ねて交際し、金銭的支出をさせていた男性3名を睡眠状態等に陥らせた上、練炭を燃焼させるなどして一酸化炭素中毒等により死亡させて殺害した行為で殺人等により起訴された。第1審裁判所は死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。弁護人が上告した。

(判旨)

本件は、被害者らを睡眠状態等に陥らせた上で、あらかじめ準備していた練炭を燃焼させるなどして、自殺等に見せかけるというもので、殺害態様は周到に準備された計画的なもので極めて悪質であり、3名の生命を奪った結果は重大であり、遺族らの喪失感は大きく、厳しい処罰感情を抱いており、社会一般に与えた影響も大きい上、被告人は、不合理な弁解を続け、反省の態度を全く示さないことから、原判決は是認されるべきであり、上告を棄却する。

### (16) 最二決平成29年6月12日 最高裁HP

平成27年(あ)第741号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/834/086834\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/834/086834_hanrei.pdf)

(要旨)

曲線での速度超過により列車が脱線転覆し多数の乗客が死傷した鉄道事故について、鉄道会社の歴代社長らに業務上過失致死傷罪が成立しないとされた事例

(事案)

平成17年4月25日午前9時18分頃、JR西日本の福知山線の快速列車を運転していた運転士が適切な制動措置をとらな



いまま、転覆限界速度を超える時速約115kmで同列車を本件曲線に進入させた際、自動列車停止装置(ATS)によりあらかじめ自動的に同列車を減速させることができず、同列車を脱線転覆させるなどして、同列車の乗客106名を死亡させ、493名を負傷させた(以下、同事故を「本件事故」という。)

そのため、JR西日本の代表取締役であった被告人らは業務上過失致死傷罪で起訴されたが、第1審判決は被告人らに無罪を言い渡し、原判決もこれを是認した。検察官の職務を行う指定弁護士が上告した。

(判旨)

本件事故以前の法令上、ATSに速度照査機能を備えることも、曲線にATSを整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかった上、後に新省令等で示された転覆危険率を用いて脱線転覆の危険性を判別し、ATSの整備箇所を選別する方法は、本件事故以前において、他の鉄道事業者でも採用されておらず、JR西日本の職掌上、曲線へのATS整備は、線路の安全対策に関する事項を所管する鉄道本部長の判断に委ねられており、被告人ら代表取締役は個別の曲線の危険性に関する情報に接する機会は乏しかった上、同組織内において、本件曲線における脱線転覆事故発生の危険性が他の曲線におけるそれよりも高いと認識されていた事情もうかがわれず、被告人らが、管内に2000か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線を脱線転覆事故発生の危険性が高い曲線として認識できたとは認められない。

したがって、被告人らに、鉄道本部長に対しATSを本件曲線に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったとはいえないから、原判決は相当であるので、上告を棄却する。

### (17)福岡高判平成29年5月31日 裁判所HP

平成28年(う)第451号 詐欺未遂被告事件(無罪判決を破棄し、有罪認定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/829/086829\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/829/086829_hanrei.pdf)

特殊詐欺の被害者が欺罔された後、詐欺に気付くも「騙されたふり」を継続した場合に、欺罔した側の犯人が「騙されたふり」に気付かないまま、同人とは別の人物(被告人)に詐欺品の受領行為を指示し(この段階で初めて共謀が成立)、同人物が現に受領行為に出た場合の、同人物の刑事責任が争われた事案である。

第1審は「被害者が詐欺を見破って「騙されたふり作戦」に協力した結果、本件欺罔行為と被告人による本件荷物の受領との間には因果関係が認められず、被告人が詐欺罪の結果発生の危険性に寄与したとはいえない」として無罪判決を言い渡したが、控訴審は、実行行為性の判断に於いて「騙されたふり作戦」を基礎とすることは許されないとし、その前提で、「被告人が本件荷物を受領した行為を外形的に観察すれば、詐欺の既遂に至る現実的危険性があった」として、詐欺未遂罪の成立を認めた。

## 【公法】

### (18)大阪地判平成28年6月15日 判例時報2324号84頁

平成26年(ワ)第1236号 面談強要行為等差止等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

本件当時X(大阪市)A区に居住するYは、A区役所に対し、情報公開請求やXが広聴活動の一環として行っていた「市民の声」制度を利用した質問文書を多数回にわたり送付した上、その対応に当たったA区役所の職員に対し侮辱的脅迫的な発言を繰り返しXの業務を遅滞又は中断させたため、Xの職員の中には複数回にわたり超過勤務が発生したり、Yによる繰り返しの暴言等により精神的な苦痛を覚え体調不良を訴える職員もいたため、XがYに対し、面談強要行為等の差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求として、主位的にYへの対応を余儀なくされたXの職員らの給与及び超過勤務手当相当額を、予備的にXの職員の超過勤務手当相当額及び弁護士費用相当額の一部の支払を求めた事案である。

本判決は、Yの行為は条例により認められた情報公開請求等の権利行使としての側面を有するものの、正当な権利行使として認められる限度を超えるものであるとして差止請求を認容し、他方、損害賠償請求についてはXの職員が行った労働行為の対価たる賃金相当額等がそのままYの行為と相当因果関係のある損害と認めることはできず、本件の損害はその内容性質に照らしその額を立証することが困難であるとして民訴法248条に基づき、損害額を80万円と認め、その限度でXの請求を認めた。

## 【社会法】

### (19)大阪高判平成28年7月29日 判例タイムズ1435号114頁

平成28年(ネ)第93号 地位確認等請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告不受理))

原告Xは、被告Y(NHK)との間で放送受信契約の取次等の有期の委託契約を締結し、15年余にわたり業務を行っていたが、業績不良を理由に中途解約されたため、労働契約法17条1項に違反する等として労働契約上の地位確認及び未払報酬支払等を求めた。Xの労働者性が争われたところ、本判決は、本件は包括的な業務委託でありXに具体的な仕事



の依頼等について諾否の自由がないと認められない、Yは継続的に指導・助言を行なうがこれに応じずとも債務不履行責任が生じる等のことはなく、稼働日、稼働時間等は裁量に基づき決定されている、勤務時間・場所の拘束性は極めて緩やかである、再委託も容認されている、報酬は基本的に出来高払いであり欠勤による減給や残業代の支給もない、顧客を訪問する交通費を自己負担している、契約書に兼業・兼職禁止条項はなく実際に兼業している者がいる、労働保険の適用対象とされていない等と指摘し、Yの指揮監督はなく労務対償性も乏しいので、Xは労働者に当たらないとし、請求を棄却した。

## (20) 東京地判平成28年5月10日 判例時報2325号129頁

平成27年(ワ)第8956号 解雇無効確認等請求事件(一部認容、一部棄却、一部却下、控訴)

就業規則で65歳定年制を定める私立大学の専任教員だった原告が、定年に達したため、1年契約の特別専任教員として再雇用を希望したところ、学校法人が再雇用契約を締結しない旨決定したことから、定年を満70歳とする個別合意がある、労使慣行がある、又は再雇用契約を締結しないことは権限濫用に当たると主張し、専任教員として引き続き勤務する地位にあることの確認等を求めた事案。

裁判所は、就業規則と異なる内容の合意を口頭でしたと認めるには慎重な検討を要するものと解されるとした上、個別合意の成立を否定し、就業規則の内容と矛盾抵触する内容の労使慣行が法的効力を認められるためには、その慣行が相当長期間、相当多数回にわたって広く反復継続され、かつ、当該慣行についての使用者の規範意識が明確であることを要するものと解するのが相当であるとした上で、過去の取扱事例も7名程度と少なく、学校法人において就業規則を排斥する規範に基づくものとして明確に認識されていたとはいえず、労使慣行として法的効力を認めるまでには至っていないとし、他方で、労使慣行と認められるまでには至らないが、70歳まで雇用が継続されるという一定の方向性をもった慣例が存在し、65歳以上の希望者の雇用継続に例外がなく、同雇用継続に実質的な協議や審査が行われていたとは認められず、教員らが再雇用による雇用継続に期待することには合理性が認められる等として、再雇用契約を締結しないことは権限濫用に当たり、違法無効というべきである、と判示し、結論として、内規に基づき、基準給与月額70%の額で1年契約の再雇用契約が締結されたものと同様になるものと解するのが相当として、定年後判決確定までの分の給与の支払を命じた。

## 【その他】

## (21) 東京地判平成28年11月29日 金法2067号81頁

平成26年(ワ)第12185号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

Bは、住民基本台帳カードを偽造して不動産の所有名義人Aになりすまし、買主Xとの間で売買契約を締結し、決済もなされたところ、その後上記偽造の事実が明らかになり、真の所有者Aから所有権移転登記の抹消登記手続を求められて当該不動産の所有権を取得できなかったXが、上記所有権移転登記手続について、不動産登記法23条所定の資格者代理人として、Bが偽造したAの住民基本台帳カードの顔写真により同一性を確認するなどしてAの本人確認情報を提供した弁護士Yに対し、YがAについて誤った本人確認情報を提供したなどと主張して、不法行為に基づき、売買代金相当額、登記申請費用、不動産紹介費用および弁護士費用として合計3億2239万7300円の損害賠償を求めた。

本判決は、Yが資格者代理人として登記義務者から登記申請の委任を受け、誤った本人確認をすることによりXが不足の損害を被るおそれがあることの具体的な予見可能性があったと認め、また、Yの求めに応じて本人確認の追加資料として提出された遺産分割協議書が、かえって本人確認にあたり疑問を抱かせる体裁のものであり、売買契約の履行の態様自体も不自然なものであったから、提示された住民基本台帳カードが一見して真正なものと判断されるものであるとしても、なりすましによる発行の可能性や偽造の可能性を疑い、Aの自宅に赴くか確認文書をAの自宅に送付して回答を求めるなどして本人確認を行うべき義務があったのにこれを怠り、追加資料の提出を受けた翌日に本人確認情報を作成して、登記申請代理人として登記申請書の作成に関与したなどと判示して、Yの不法行為責任を認めた。そして、Xにも、自ら本人確認をすべきであったところ、これを怠った過失があったものと認め、4割の過失相殺を行い、Xの請求を1億6044万4218円とその遅延損害金の限度で認容した。

## 【紹介済判例】

東京高決平成28年4月26日 判例時報2324号79頁

平成27年(ラ)第2291号 面会交流審判に対する抗告事件 変更(確定)

法務速報193号1番で紹介済

最一決平成28年5月25日 判例時報2327号103頁

平成26年(あ)第1105号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

法務速報182番19号で紹介済

最一決平成28年7月27日 判例時報2324号139頁  
平成28年(あ)第456号 覚せい剤取締法違反被告事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=86048](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86048)  
法務速報184号11番で紹介済

最三判平成28年9月6日 判例時報2327号82頁  
平成27年(受)第766号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻し・一部棄却)  
法務速報185番6号で紹介済

最三判平成28年10月18日 判例時報2327号17頁  
平成28年(行ツ)第115号,同(行ヒ)第118号 選挙無効請求事件(上告棄却)  
法務速報186番22号で紹介済

最一決平成28年11月28日 判例タイムズ1435号110頁  
平成27年(あ)第168号 金融商品取引法違反報告事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/283/086283\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/086283_hanrei.pdf)  
法務速報188号12番で紹介済

最一判平成28年12月1日 判例タイムズ1435号103頁  
平成27年(受)第477号 損害賠償等,境界確定等請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/306/086306\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/306/086306_hanrei.pdf)  
法務速報188号16番で紹介済

最一判平成28年12月1日 判例タイムズ1435号89頁  
平成27年(受)第589号 労働契約上の地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/307/086307\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/307/086307_hanrei.pdf)  
法務速報188号27番で紹介済

最一判平成28年12月5日 金法2066号91頁  
平成26年(あ)第1197号 電磁的公正証書原本不実記録,同供用被告事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/313/086313\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/313/086313_hanrei.pdf)  
法務速報188号18番で紹介済

最一判平成28年12月8日 判例時報2325号37頁  
平成27年(受)第2309号 損害賠償等請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却,一部破棄終了,一部終了)  
法務速報188号1番で紹介済

最一判平成28年12月15日 判例タイムズ1435号86頁  
平成27年(行ツ)第211号 風俗案内所営業権確認等請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/341/086341\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/341/086341_hanrei.pdf)  
法務速報188号23番で紹介済

最一判平成28年12月19日 判例時報2327号21頁  
平成27年(受)第1394号 不当利得返還請求事件(破棄自判)  
法務速報188番3号で紹介済

最一判平成28年12月19日 金法2066号68頁  
平成27年(受)第1394号 不当利得返還請求事件(破棄自判)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/352/086352\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/352/086352_hanrei.pdf)  
法務速報188号3番で紹介済

最二判平成28年12月20日 判例時報2327号9頁

平成28年(行ヒ)第394号 地方自治法251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件(上告棄却)

法務速報188番25号で紹介済

最二決平成29年1月16日 判例タイムズ1435号107頁

平成29年(シ)第8号 各刑の執行猶予の言渡し取消し決定に対する各即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(取消差戻)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/448/086448\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/448/086448_hanrei.pdf)

法務速報189号15番で紹介済

最三判平成29年1月24日 判例タイムズ1435号99頁

平成28年(受)第1050号 クロレチラシ配布差止等請求事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/454/086454\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/086454_hanrei.pdf)

法務速報190号1番で紹介済

最三判平成29年1月31日 判例タイムズ1435号95頁

平成28年(受)第1255号 養子縁組無効確認請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/480/086480\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/480/086480_hanrei.pdf)

法務速報190号2番で紹介済

最三判平成29年1月31日 金法2066号64頁

平成28年(受)第1255号 養子縁組無効確認請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/480/086480\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/480/086480_hanrei.pdf)

法務速報190号2番で紹介済

## 2. 平成29年(2017年)6月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 193 18

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律

・・・文化芸術振興基本法について,題名の改正,基本理念の見直し,文化芸術推進基本計画等に係る規定の整備,基本的施策の拡充等の措置を定めた法律。

・衆法 193 19

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を十年延長することを定めた法律。

・衆法 193 20

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

・・・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務,説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務の新設,インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等を定めた法律。

・衆法 193 21

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・都道府県又は市の議会の議員の選挙において,候補者が選挙運動のためのピラを頒布することができることとすること等を定めた法律。

・参法 193 106

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

・・・鯨類科学調査に関する基本原則,国の責務,基本方針,鯨類科学調査計画の策定,実施体制の整備,妨害行為への対応のための措置等を定めた法律。

・閣法 189 63

民法の一部を改正する法律

・・・消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備,法定利率を変動させる規定の新設,保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備,定型約款に関する規定の新設等を定めた法律。

・閣法 189 64

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・民法の一部を改正する法律の施行に伴い,商法その他の関係法律の規定の整備等を定めた法律。

・閣法 193 15

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

・・・地域包括ケアシステムについて,長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設,一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し等を定めた法律。

・閣法 193 16

厚生労働省設置法の一部を改正する法律

・・・厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため,医務技監を新設することを定めた法律。

・閣法 193 26

防衛省設置法等の一部を改正する法律

・・・自衛官定数の変更,陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編等を定めた法律。

・閣法 193 29

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律

・・・農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大すること等を定めた法律。

・閣法 193 30

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

・・・地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度の創設、当該計画に係る事業を支援するための措置等を定めた法律。

・閣法 193 31

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律

・・・我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮に対処するための危機関連保証の創設、特別小口保険等の付保限度額の拡充、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する経営の改善発達の支援の強化等を定めた法律。

・閣法 193 33

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

・・・国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等を定めた法律。

・閣法 193 35

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律

・・・日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加すること、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加すること等を定めた法律。

・閣法 193 38

銀行法等の一部を改正する法律

・・・金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等を定めた法律。

・閣法 193 39

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律

・・・独立行政法人国民生活センターの業務として消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加すること等を定めた法律。

・閣法 193 40

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

・・・加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度の導入、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金等を交付する業務の追加等を法律。

・閣法 193 44

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

・・・小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、適格特例投資家限定事業の届出制度の創設等を定めた法律。

・閣法 193 46

電子委任状の普及の促進に関する法律

・・・電子契約についての、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針、電子委任状取扱業務の認定の制度を設けること等を定めた法律。

・閣法 193 47

刑法の一部を改正する法律

・・・強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とすること、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設、強姦罪等を親告罪とする規定を削除すること等を定めた法律。

・閣法 193 48

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律

・・・児童福祉法第28条の保護措置の手續において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができること等を定めた法律。

・閣法 193 52

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

・・・新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものとする事、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図ること等を定めた法律。

・閣法 193 54

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

・・・国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る出入国管理及び難民認定法の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加、地域の特産物を用いた単式蒸留焼酎及び原料用アルコールの製造に係る酒税法の特例措置の追加等を定めた法律。

・閣法 193 55

地方自治法等の一部を改正する法律

・・・地方公共団体の財務に関する監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し、地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加等を定めた法律。

・閣法 193 56

学校教育法の一部を改正する法律

・・・専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

・閣法 193 57

医療法等の一部を改正する法律

・・・検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等を定めた法律。

・閣法 193 58

農業災害補償法の一部を改正する法律

・・・農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業の創設、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更その他の見直し等を定めた法律。

・閣法 193 59

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律

・・・通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し、旅行サービス手配業の登録制度の創設等を定めた法律。

・閣法 193 60

港湾法の一部を改正する法律

・・・国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点形成港湾における官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るための協定制度の創設、港湾管理者からの要請に基づき国が港湾施設の管理を自ら行うことができること等を定めた法律。

・閣法 193 61

住宅宿泊事業法

・・・住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度,住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度の新設等を定めた法律。

・閣法 193 62

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者について,産業廃棄物管理票の交付に代えて,電子情報処理組織を使用して産業廃棄物に関する情報を登録することを義務付けること等を定めた法律。

・閣法 193 63

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定有害廃棄物等の範囲の見直し,再生利用等目的輸入事業者等の認定制度の創設による特定有害廃棄物等の輸入に係る手続の簡素化等を定めた法律。

・閣法 193 64

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定,犯罪収益規制に関する規定等を定めた法律。

・閣法 193 65

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定,衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めること等を定めた法律。

・閣法 193 66

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

・・・皇室典範第四条の規定の特例として,天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに,天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項について所要の措置を定めた法律。



### 3.6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

司法協会 816頁 8,640円

裁判所書記官実務研究報告書 家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究 -別表第一事件を中心に-

法曹親和会 民法改正プロジェクトチーム 編/児玉隆晴/伊藤 元 編集代表 信山社 192頁 1,728円  
改正民法(債権法)の要点解説 新旧条文対照表付

有吉 尚哉/著 翔泳社 268頁 2,484円

ここが変わった! 民法改正の要点がわかる本

森・濱田松本法律事務所/編 荒井 正児,松田 知丈,増田 慧/著 中央経済社 279頁 3,456円

企業訴訟実務問題シリーズ 消費者契約訴訟 約款関連

森・濱田松本法律事務所/編 井上 愛朗/渡辺 邦広/河島 勇太/小林 雄介/著 中央経済社 158頁 2,376円

企業訴訟実務問題シリーズ 会社法訴訟 株主代表訴訟・株式価格決定

岩田合同法律事務所 編/本村 健/村上雅哉/佐藤修二/柏木健佑 編著 銀行研修社 208頁 1,900円

民法改正と金融実務Q&A 債権法・預金取扱・保証実務が変わる

#### 4.6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

松尾 剛行/著 学陽書房 292頁 2,808円  
士業のための改正個人情報保護法の法律相談

三木義一 監修/本山 敦/伊川正樹 編 有斐閣 424頁 3,456円  
新実務家のための税務相談 民法編

三木義一 監修/山田泰弘/安井栄二 編 有斐閣 386頁 3,348円  
新実務家のための税務相談 会社法編

弁護士法人Martial Arts/編著 堀 鉄平/著 木村 祐司/監修 日本法令 464頁 3,240円  
相続対策イノベーション!家族信託に強い弁護士になる本

石寄 信憲/編著 横山 直樹/石寄 裕美子/高安 美保/著 中央経済社 269頁 3,024円  
割増賃金の基本と実務

山口 寛志/著 新日本法規 398頁 3,996円  
雇用形態・就業形態別で示す就業規則整備のポイントと対応策

大阪弁護士立証研究会 編 成文堂 244頁 3,024円  
実践!弁護士立証

## 5. 発刊書籍<解説>

「民法改正と金融実務Q&A 債権法・預金取扱・保証実務が変わる」

改正法の概要,預金取引に生じる影響,融資取引に生じる影響,保証契約に生じる影響,金融商品取引やその他付随業務に生じる影響について,Q&A方式で50問解説されている。金融実務担当者向けに書かれているが,具体的に実務等にどのような影響があるのかが分かりやすく解説されており,改正について具体的に把握する際に参考になる本である。

「実践!弁護側立証」

弁護人による調査と証拠化,裁判所の活用,捜査機関の活用,公判での立証などについて解説されている。具体的には,捜査段階で注意すべきポイントについて,防犯カメラと携帯電話に特に注意することについて,示談交渉について連絡の取り方示談書などの作成の仕方,接見の記録と証拠化,医療機関,刑事施設に対する照会,公務所等照会について,証拠書類・証拠物の提出と人証調べの証拠化などが解説されている。刑事手続における証拠に関連する事項が多岐に渡り実践的に解説されており,若手はもちろん経験者も知識の確認に役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。